

公立小中学校等の空調設備設置のための予算確保等を求める意見書

近年、地球温暖化等による影響で、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっている。特に、本県においては、今夏、連日、真夏日や猛暑日を記録し、児童・生徒が一日の大半を過ごす教室内の温度は、学習する環境としては極めて厳しい状況となった。さらに、昨今では、PM2.5や黄砂のほか、阿蘇山の噴火活動に伴う降灰により、暑い時期に窓を開けられない状況もあり、児童・生徒の学習意欲や集中力の低下、健康面への影響が懸念される状況にある。

学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、「教室内の気温は17℃以上、28℃以下であることが望ましい。」とされており、また、今後も地球温暖化の影響を受け、異常気象が続くことが憂慮されることから、児童・生徒の健康を守るため、空調設備の整備による教育環境の改善は喫緊の課題である。

このような中、県内市町村においては、小中学校への空調設備の整備が急ぎ進められているところであるが、県内市町村では、熊本地震からの復旧・復興に取り組んでおり、厳しい財政事情にあることから、公立学校における空調設備の整備が迅速かつ計画的に推進できるよう、国における十分な予算措置と、補助制度の改善などのより一層の財政支援が必要不可欠である。

よって、国におかれては、子供たちの健康と安全を守るため、下記の事項を確実かつ早期に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体の空調設備設置の要望に対応できるよう、学校施設環境改善交付金の十分な予算を確保すること。
- 2 地方自治体の財政負担が軽減されるよう、空調設備設置に係る交付金の算定割合や算定の基礎となる単価の引上げを行うとともに、地方債の償還に係る地方財政措置の拡充を行うこと。
- 3 地方自治体が2019年の夏季までに空調設備設置が完了できるよう、早急な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月10日

熊本県議会議長 坂田孝志

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	石田真敏様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	柴山昌彦様